

参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和三十五年三月十一日(金曜日)午前十一時五十三分開会

委員の異動

三月八日委員木内四郎君辞任につき、その補欠として堀原茂嘉君を議長において指名した。
本日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として高橋衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事

杉山 昌作君
上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
永末 英一君
天坊 裕彦君

委員

堀原 茂嘉君
木暮武太夫君
高橋 衛君
荒木正三郎君
平林 剛君
原島 宏治君
天田 勝正君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省銀行局長 石野 信一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 大月 高君
財務調査官
大蔵省主税局長 志場喜徳郎君
税制第二課長

本日の会議に付した案件

○船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(杉山昌作君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

三月八日付をもって委員木内四郎君が辞任され、その補欠として堀原茂嘉君が委員に選任されました。

○委員長(杉山昌作君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入る前に、前回の委員会でも野溝委員から委員長に対して要望のありました件について、御報告を申し上げます。

委員長は、さっそく御要望の趣旨を大蔵当局に申し入れましたところ、大蔵当局においては、御要望の点に關連いたしまして、船舶の損害保険制度について補足的な説明を申し上げたいとの申し出がございましたので、これを許可いたします。

○政府委員(石野信一君) 三月八日の当委員会におきましての野溝先生の御質問に關連いたしまして、若干の補足説明をさせていただきますと存じます。

先般の御質問の御趣旨は、各種の船舶に対する保険が全体としてどうなっているか、これらに対する補助等、国の関与の程度はどうか、ということであつたと存するのでございます。従いまして、これらの点を中心にいたしまして御説明を申し上げます。

現在のわが国の損害保険という立場からこの船舶を分類してみますと、漁船と、それから漁船以外の木船、それから木船以外の船舶、すなわち鋼造船、こういうふうな三つに分けて考える必要があるかと存じます。

第一は漁船でございますが、漁船は、漁船損害補償法という法律に基づく漁船保険組合の保険にかけられております。この組合には地域組合と業態組合とがありまして、いずれも総トン数千トン未満の漁船を保障の目的としたしております。組合数は、四十六の地域組合と、七つの業態組合とがございます。これら組合においては、原則として保険金額の九割を国に再保険して、再保険の事務費は国庫負担となっており、その業務を行なうために漁船再保険特別会計が設けられております。

次に、第二は木船でございます。これは漁船保険組合の保険の目的となる漁船以外の木船につきましては、船主相互保険組合の船体のみの保険にかけられるのであります。現在、この種の組合としては二つの組合が設立されておるのであります。この組合におきましては、保険金額の七割を国に再保険して、再保険の事務費は国庫負担となっており、その業務を行なうために木船再保険の特別会計が設けられておるのでございます。

以上は木船及び漁船についての船体保険を組合組織で填補するものであります。主として鋼造船を対象として一般の保険会社が引き受けておるわけでありまして、

このように、船舶の保険はその種類によりましてそれぞれ引き受けの分野が分かれて、おのおのその役割を果たしておるものであります。これを統一して運営することは一応の考え方はございまして、ただいま申し上げましたように、再保険の關係、国の補助等の關係もございまして、おくれしております点はやむを得ない実情もあるものでございます。

それで、その次に、鋼造船につきましては、船体保険は、先ほど申しましたように、一般の保険会社に付保する建前でありまして、これら保険会社の引き受けない特殊の分野につきましては、先般御説明申し上げましたように、船主責任相互保険組合に付保されておるのであります。従いまして、この組合の組合員はすべて、船主協会の会員と鋼造船の所有者または賃借人でありまして、先ほどの漁船とか木船――木船は機帆船等でございますが、

が、そういう船舶の所有者と違ひますので、純コモーション・ベースで、国の再保険ということになしに、純コモーション・ベースで運用されているものでございます。国の再保険關係、補助金等は全然ございません。今般御審議を願っております改正案は、實質的には、この最後に申し上げました船主責任相互保険組合に關する部分のみでございます。そして、その他、漁船の關係とか、条文中非常に複雑に見えます規定はございまして、昭和二十五年、この法律の施行後において改正せられたこと等に基づきまして、条文の整理をいたしましたものでございまして、實質的な変更はございません。

以上をもちまして、先般の御説明に關する補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(杉山昌作君) 質疑のある方は、順次、御発言願います。

○須藤五郎君 簡単に二、三点質問したいと思ひますが、この組合員に含まれてゐる船ですね、これは大体、大きいのは何トンから小さいのは何トンくらいか、そうしてその大小の隻数というものがわかつておたら、参考までに聞かしていただきたい。

○政府委員(石野信一君) これは普通の外航船とか、鋼鉄船ですね、郵船とか商船の持つておりますそういう船が全部入るわけでございますから、日本のいわゆる鋼鉄船、それは全部入るわけでございますから。

○須藤五郎君 今問題になったこの船主相互保険組合の組合員数は、これですと、この間の報告ですと、二百六十四名だ。調査室の報告だと、昨年の十二月ですね、二百八十名となっており、その中に、それじゃ外航の何万トンという船もこれは全部入っているのですか。それから、漁船に至るまで入っているのですか。

○政府委員(石野信一君) 漁船は入っておりません。先ほど御説明いたしました通り、漁船はこの法律の範圍外で、漁船損害補償法で規定されております。そこで、この法律では、木船に關する組合と、それから鋼船に關する組合について規定がされております。それで、今回改正の分は鋼船に關する組合の部分で、その鋼船に關する組合の部分について先般数字を申し上げたので、その組合の組合員が持つております船は、先ほど申しましたように、いわゆる鋼鉄船でございますから、一万トンの外航船舶から内航船、ごく小さなものでございますが、そういうものが対象になるわけでございます。

○須藤五郎君 私、しろうとははつきりのみ込みなのですが、何ですか、そうすると、外航船なんか全部これらに入つて、そうすると、そういうものはいわゆる損害保険の方でできるんじゃないのですか。それにかからぬものがこれに入るといふ意味でしようか。

○政府委員(石野信一君) これは船舶を区分するのじゃなくて、保険の利益を区分するのであります。従いまして、大きな外航船が沈没した、その船体に対する損害保険といふことになりま

対象になつてゐる。ただ、たとえば、港の施設に傷をつけたとか、運送中に荷物に水が浸水していったんというようになつてしまつた保険、そういう場合に船主なり運送人が費用を負担したり、あるいは損害賠償しなければいけないという場合、いろいろこまかい事故が起る、そういうようなものにつきましても、先般申し上げましたが、外国でもいわゆる損害保険会社の対象となつて、そういう船主が組合を作りまして、お互いの事情もよくわかつて、またいろいろ事故の起こる事情等についてもわかり合つてゐるような意味で、船主が組合を作つて、そうしてお互いにそういう事故についての費用の超過とか、あるいは損害賠償する場合の金を保険にかけるといふ制度が発達して参つて、その部分がここに出ておるわけでございます。

○須藤五郎君 わかりました。私が少し理解が足りなかつたようですが、そうすると、何万トンの船から何十トンの船まで、全部これの対象になるわけですね。損害の種類によつてということですね。

○政府委員(石野信一君) そうです。○須藤五郎君 そうすると、大きな船会社、大きな船であつたら、一トン当たり五百五十円という保険料は、そう高くないかも知れないのですが、小さな船も大きな船も同じような率で払うわけでしょう。少し小さい船の保険料といふものは過酷じゃないですか。

○政府委員(石野信一君) その点は、損害されるものの利益が……○須藤五郎君 小さい船主といひますか。○政府委員(石野信一君) その点は、

純コマーシャル・ベースの保険でもございしますし、それから保険の利益が、先ほど申しましたように、いろいろこまかい問題が起つたときにそれを処理するための保険でございまして、船の大きさと必ずしも比例して損害等の關係が違ふというやうなこともないと思ひますものだから、そういう意味において、保険料等をそういう観点から率を区分するといふのは適當じゃないのじゃないかといふふうに考へるのでございします。

○須藤五郎君 と申しますのは、収入保険料が一億七千万、それから支払い保険料が九千九百万円ですか、調査室の報告だと。ことは、昨年の十二月までで、一億五千三百二十万、支払金が七千二百七十万、これは八千五百万円ほど利益があつてゐるわけですね。保険金を支払うのがそのくらいあるわけですね。半分も保険金払つてないといふことになつて、相当利益があるのじゃないかと思ふのです。保険料をもう少し下げることはできないのですか。

○政府委員(石野信一君) 保険料と支払金の差額は準備金として、將來大きな事故が起つた場合にはそれを払わなければいけないものでございしますから、そういう意味で準備金としても積み立てておくといふことが、これは保険として原則でございしますが、その場合に準備金が必要以上に大きくなる、そういう保険料の方が常に余るというやうな情勢だと、その保険料を下げるとか、あるいは出資者に金を返す。これは普通の保険の場合ですと、組合組織ではございせんから、生命保険なんかも契約者への配当を上げることによつて、保険料を下げるのと同じやうな効果を持つわけでございますが、これは組合でございしますから、そういう意味で、余りについては組合員に返す、あるいは足りない場合にはさらに追徴するといふやうなことも、比較的簡単にできるわけでございます。従いまして、これを今すぐ差があるから下げた方がいいといふふうに申していいかどうか、なおよく検討をしなければいけません。御趣旨の通り、非常にこれが余るやうでございしましたら、組合員に還元するといふことに相なるわけでございます。

○須藤五郎君 わかりました。参考までに、組合員にこれまでこういうことで非常に大きな保険金を払つたといふやうな例がありますか。

○説明員(大月高君) 保険料につきましては、先ほどお話がございましたが、保険金が一重量トンについて五百五十円。従いまして、保険料はそれの五百分の一が月割りになつておりまして、現在一カ年の重量トン当たり十三円二十銭でございします。保険料自体は、そう大きい数字ではございません。それから、従来の保険金を支払ひました金額のうちで非常に大きなものがあつたかといふことでございしますが、特に一件として大きいわけではございませんので、いろいろこまました事故の積み重ねとして保険金が払われております。今までの統計で割合多うございしますのは、港灣の施設とかあるいは海底電線等に加へた損害に対しては、昭和二十五年に充足いたしましたして、三十三年度まで通じまして、その金額が一億七千七百万ぐらひでございします。全体は

ました保険金の四〇%までがこの港灣施設あるいは海底電線に払つております。それから、その次に多いのは、自船内の荷扱い場の人夫あたりがけをいたしまして、それに対して損害賠償金を払つてゐるといふのが比較的多いございまして、これが今と同じペースで一億二千五百万ぐらひ、パーセントで約三〇%ぐらひになつております。合わせますと約七〇%、そういうものが大体保険金として支払つてゐる分でございます。

○須藤五郎君 質問と違ふのですけれども、大蔵省關係に注文したいのですがね。ほかの委員会はわりと資料、参考資料がたくさん出るので、ところが、大蔵省關係は、法案は、出るけれども、われわれがこれを判断する資料といふものが非常に提出が少くないと思ふのです。これからどんどん出てくることだろうとは思ひますが、われわれ勉強するために、もっと積極的に資料の提出をしていただきたいのです。

○大矢正君 局長、一つだけ質問したいのですがね。鋼鉄船の場合、まあこういうやうに用船とか回航請負とかといふものはつけ加へることになるのですが、木船の場合ですね、これは用船とか回航請負とかいふものはないのかどうか、これをちよつと御質問しておきます。

○政府委員(石野信一君) 事實上ございませぬ。

○委員長(杉山昌作君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(杉山昌作君) (速記中止) それじゃ、速

記をつけて下さい。

○委員長(杉山昌作君) 委員の異動について御報告申し上げます。
大谷君が辞任されまして、その補欠として高橋君が委員に選任されました。

○委員長(杉山昌作君) 別に御発言もなければ、質疑はこれにて尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
これより採決いたします。船主相互保険組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山昌作君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(杉山昌作君) 次に、酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

補足説明をお願いいたします。
○説明員(志場嘉徳郎君) それでは、今回御提案申し上げております酒税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨なり大体的概要を御説明いたしたいと存じます。

今回の酒税法の改正案は、清酒につきまして新たに第一級という級別を設けますことと、合成清酒につきまして第一級、第二級の級別区分を廃止いたしまして、現在の第二級のもの一本とする、この二点でございます。

順次申し上げますと、清酒につきましては、現在、特級、一級、二級とございまして、その小売価格は一・八リットル、つまり一升当たりそれぞれ千七百五十円、八百三十五円、四百九十円、こういうことに相なっております。今回、一級の八百三十五円と二級の四百九十円とのおおむね中間をねら

いまして、すなわち小売価格六百五十円を目途といたしまして第一級を作らう、こういうものでございます。価格も大体中間をねらいますので、それぞ

れの酒の成分、規格につきましても、大體第一級と第二級の中間をねらう。つまり、一級はアルコール分が十六度以上、原エキス分が二十八度以上となっておりまして、第二級はアルコール分が十五度以上、原エキス分が二十

六・五度以上、つまりその中間をねら

いまして、今回の第一級はアルコール分が十五・五度以上、原エキス分が二十八度以上、――失礼しました、先ほどの第一級は原エキス分は二十九度以上でございます。第一級は原エキス分二十八度以上ということにしようというのでございます。

この趣旨でございますが、今申し上げましたように、第一級と第二級とでは、小売価格におきまして現在三百四十五円の値開きがございます。従いま

して、その間隔が非常にたくさんありますので、この数年間の消費数量の動きを見てみますと、清酒全体といたしましては大體六、七、五、五、五から八、八、八、八、八でございますが、伸びてお

るのでありますけれども、これは主として、ほとんど伸びてお申しますか、第二級が伸びてお申しまして、第一級におきましては大體三十三、四万石の線を平行線であつておるのでござ

います。つまり、相対的に申しますれば、一級なり特級なりの全清酒の消費数量の中に占めるウェイト、割合が次第に下がりがつある、こういう状態でございます。今日のような、次第に消費内容が高級化すると申します

か、そういう傾向から申しますと、この点はやがて自然な動きに見られるのでございます。また、級別区分の意

味というものがこのままでは薄れるというような点もございまして、消費者といたしましては、その間に処しまして、現在の第二級よりももう少し一級に近いと申しますか、うまい、いいものを飲みたいという気持もあるうかと思

います。また、製造者の方から申しまして、そういうふうな次第に一級の消費が停滞して参りますと、その販売上におきまして次第に困難を加えてくるというのでございます。従いま

して、地方の酒屋さんの中で、たとえば秋田県「両関」「燗燗」といったような、その地方々々ではもう一番品質もすぐれており、銘柄も通つておるよう

な酒であるにもかかわらず、一級の値段ではとてもちよつと手が及びかねる、さればといって二級よりももう少しいい内容のものにつきては、消費

者の需要を満たしてやりたいという気持でありながら、なかなか出し切れな

いというものでございます。また、現在、一級を出してあります蔵といた

しまして、次第にその売れ行きが困難であるというところから、今までの数量を保持して確保していくということがなかなかむずかしくなつて参りました、ややもすればその下の二級の方に

転落する、あるいは誘因と申しますか、氣持をお持ちになるところも出て参る、そういうことになるかと思

うが、現在これを特、一、二という三本だけに限定してありますことが、やや少ない区分の仕方ではなからうかというのであります。さればと申しまして、一級なり特級につきましては、それぞれこれを必要とするという向

きもございまして、また、酒税全体といたしまして本年度におきましては減

取をもたしたくないという財政事情のもとにおきましては、一級なり特級なりというものをにわかに減税するとい

うことがこの機会におきまして適当でないと考えますので、この際、一級と二級の中間に新たな規格成分のものを作つて妥當な値段で売ること

にしたらどうであろうかということが、こういうことが第一級設定の趣旨でござ

います。そういたしますと、第一級が結局現在、第一級で売られていた蔵のうちで、やや一級では持ちにくいと、二級に転落しかつておるといふ方々が

第一級に移ろうというものと、それから、第二級のうちに先ほど申しましたような「両関」「燗燗」といったような、もとより単なる事例でございますけれども、そういう地方での銘柄で、一つ、二級よりも上にいきたいといふ方々と、その両者から第一級といふものが出されることに相なるわけでござ

によります。税収はほとんど減収をもちにささない、増減収なしということにけるであろうという見通しも立ちましたので、今回の提案になった次第でございます。

次に、合成清酒につきましては、現在第一級、第二級の区分がございまして、それぞれ一・八リットル、一升当たりの小売価格が、一級では五百十五円、二級では三百八十円ということに相なっております。合成清酒全般につきましては、ここ数年間に消費数量が七十五万石の線を上下しておるような線でありまして、大抵横ばい、若干弱含みのような傾向をとっております。

従いまして、合成清酒全体につきましの問題もございすけれども、その消費が、ほかの酒類が、ことに相類似しておりまして、清酒が全体数伸びておるにもかかわらず、合成清酒が伸び悩んでおることの原因の一つといたしまして、ここに現在第一級、第二級の級別区分という問題もあるのではないかと考えられたのでございます。つまり、合成清酒一級はこの数年間に、七十五、六万石の合成清酒のうちで、わずかに五、六千石程度、一%に満たないというような庫出、生産、販売の状況でございます。従いまして、九九%というものが二級に相なっておりますけれども、従って、いわば合成清酒は、現実の姿といたしましては全部二級である、こういうふうにもいえるのであります。

が、そのほとんど全部のものにつきまして第二級というレッテルが張られております。さようなところが、消費者の感傷といたしまして、何だか品質的に悪いのじゃないかという印象を強めるおそれ強いのではないかとというように

うなことも考えられますので、こういうふうな、ほとんど一%に満たないという一級の状態における級別区分は実質的に無意味になつておるといふ事情を考えまして、合成清酒の停滞を救うと申しますか、ささえる一つの手段といたしまして、この機会に級別を廃止することが適当ではないか、こういうふうな考えられたのでございす。

従いまして、それによりまして、もちろん合成清酒一級の税率と二級の税率との差額につきましては、今まで一級が廃られておりました五、六千石程度の分の減収が、それだけの計算では出ますけれども、今申しましたような心理的影響からいたしまして、消費の伸びが若干見られるであろうというところから、これまた清酒の場合と同様に増減収はないものと期待されるという見込みが立ちますので、今回、清酒につきまして準一級を設定しましたことと相あわせまして、合成清酒の級別を廃止することにいたしたい、こういう次第でございす。

法律は、従いまして、準一級の新たな税率を設けること、それから準一級という規定の必要のときの配慮をすること、合成清酒の級別が書いてありますところを削るということだけでございす。また、附則はほとんど例文でございまして、いつもの通りでございす。が、なお、これらに関連いたしまして、租税特別措置法でございすけれども、この中ではいわゆるソフト清酒と申しまして、アルコール分の低い清酒につきまして軽減税率を適用しておるものがございます。今回の準一級につきましても、ソフト準一級と申し

ますか、これを作るのが妥当であろうというところから、他の一級、特級の例にならぬようにして、アルコール分十三度のソフト準一級の税率をかけるということとか、あるいは特殊用途酒類についての税率の軽減につきまして、他の級別のものと同様な軽減税率を盛るといふことにいたしておるのでございす。これは附則による措置法の改正でございす。

以上、はなはだ簡単でございすけれども、今回の提案の内容と、あらましの理由を御説明した次第でございす。

○委員長(杉山昌作君) これより質疑に入ることにいたします。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○大矢正君 資料でもらった方がよかったのだけれども、資料の要求をしていないので、今まで出ておりませんから、来週の火曜日の委員会までに資料をちょっと出していただきたい。一つは、今は三十四酒造年度になるわけですか、今は、ですから、この三十四酒造年度における九月三十日までの品種別の造石数ですね、予想、これを出してもらいたいことと、それから前年の三十三酒造年度の消費実績ですね、級別の。これは清酒、合成を含めて出してもらいたいこと、これをお願いしておきます。

それから、まあそれをもらってからの方がいいんですが、何かあと十五分くらいで委員会をやめようという委員長の話もあるんです。ですから、質問をするのは来週に回るわけですから、一、二だけ聞いておきますが、合成清酒の級別廃止というのは、内容の差はあっても減税提案であるということとは

間違いないと、こう思うのだが、これはどうですか。

○政府委員(原純夫君) まあいろいろ考え方はございすますが、私も、まあ減税というほどのことではないというふうには思っております。ただいま志場二課長から御説明申し上げましたように、一級がわずか〇・六%という程度で、いわば、何といひますか、戦中戦後の異常な状態でできた級別制度の尾てい骨が残っているといった感じなのであります。従いまして、これを一本にして級別を廃止する。そうすれば、九%をこえる大部分の合成酒が、第二級とこういう「二」をつけられておたのがなくなつて、合成清酒一本になれるというところでございすので、その〇・六%もそれは減税だといふふうにおっしゃれば、まあそれも一つの考え方かもしれません。が、しかし、今までの一級の規格の酒を出さして、そしてそれは二級の税率でやろうというのじゃなくて、規格は従来の二級一本にしてしまつて、一級のものはなくする。もう全部それを一本の合成酒というわけでありまして、私も、私どもとしてはこれを減税とは思っておりません。

税収見込みも、そういうような整理をするに比べて合成酒の売れ行きがどの程度伸びるか、なかなかむずかしいわけでありまして、とにかくある程度いい条件ができるということで、税収も減がないという考え方をいたしておるような次第でありまして、まあ私も、私どもとしては、減税と言われるほどのことではないのではなからうかと思っております。

○大矢正君 事実上の問題としてこの数字の計算をすると、税収の面では五千万くらいは違うわけですね、私の計算した範囲。まあ計算の仕方に間違いがあれば……です。それから、五千万円違うということは、税収がなくなるといふことは、五千万円現実の問題としては減税をするということに過ぎるのじゃないですか。

○政府委員(原純夫君) そういう計算もできます。しかし、私も、私どもとしては、五千万円——一級がいれば整理されて、一本になつて五千万減る分は、いつも申し上げる酒の消費に向かうお金の額は変わらぬといふことになりまして、その分はやはり、まだ合成酒が何かまづいてはおりぬわけですが、まあ合成酒に向かつて消費される。そうすると、その五千万を合成酒を買い足せば、その五千万の合成酒の分の税収はあがつてくる。そういう計算になるわけですね。その上に、二級々々といふ、何といひますか、「二」といふものについていない合成酒になるということとです。その二級であったものがこれに幾らふえるかと言われても困るのですが、今申しした五千万を埋め切れる分くらいはもう出てくるだろう。これはまあめどはつけようがないものですが、私どもは、そういう意味で、本件によつて増減収はない、少なくとも減収はないだろうという考え方をいたしておきます。

まあ、ものは考えようでありまして、大矢委員のような計算も一応はできますが、もうそれだけでとまる問題ではなくて、あと減税分をさらに消費する。それから二級が、合成清酒第二級というものが合成清酒となつたことによつて何らかの影響があるということ

とを、私どもは合わせて見込みをつけておるわけでございます。

○大矢正君 原さんの言うことは、どうも私理解できないのだが、合成の一級という従来のものを、これだけを生かして、かつての合成の二級というものをなくして、品質は合成の一級にするのだ、合成の一級に足並みをそろえて小売価格を従来通りだと、こういうなら、従来しようちゅうを飲んでいた者も合成酒に変えるとかという、こういう議論も出てくるし、その中から需要も増大するというのも出てくるから、税収に変化は起きないという理屈は出てくるけれども、これは何も品質をよくするのではなくて、従来の合成一級の品質より落として、全部一級を落として、それで全部同じ二級の値段で売るのである、何にも変化は起きていない。それなのに、合成酒は需要が増加していくという理屈はどこから出てくるのですか。ちよつとしようかどうか、よくわからないのですが。

○政府委員(原純夫君) 今までは合成清酒の下に「第二級」と、こう書いてあったわけです。お前は乙だ、乙だと、こう書いてあったわけです。それを今度は、甲も乙もない、合成清酒一本だというわけですから、格好がいいだろう。

これは業界も、先ほど課長から御説明したように、ここ数年合成酒は他の酒類と比べて割合に伸びが悪いのです。横ばいで、そういう意味では酒類の中では若干の難な立場にある。合成酒の業界の人、いろいろ考えてみると、九九%強が二級になっているのだから、この「二」という字がどうも感じが悪い、これをとってもらうと

ずっと明るい感じになるのじゃないか、ということとは、売れ行きもよくないのじゃないかということでは、他のいろいろな諸点ともあわせて、私どもも要望があったわけですね。他の諸点はいろいろの措置するまでに検討を要しますが、これはまあやるうじやないかというところになりました。経緯からいいますと、お前は乙だという「乙」がたれて普通になれば、売れ行きがよくなるだろうというところは、私は、まあ程度は非常にむずかしいのですけれども、必ずあると思っておりますし、業界もそれだからこそ頼んできたようなわけでございます。

○大矢正君 これは必要があつてやるのか、それとも、一級、二級というラシクをつけるかどうかという酒の売れ行きが悪いから、酒をよけい売するために一級、二級という差別をなくしよう、こういうふうに考えておられるのか、あるいはまた、とにかく一級、二級と分けてやることは、もう業者としてはめんどくさいから、だから、この際一本にすれば、出た酒はみんな一本のものに出せるならば、そういう点で手数料が省けるのだ、業者としてはたいへん運営上楽だというふうな考え方でやられるのか、その点はどうもわからないのだ。原さんの説明から聞いて、業者がそう言うてきたからやつたんだ、こういう話ですけども、それはそういう議論をしていけば、消費者の方は、そんなまずい酒を全部合成酒だと売られるよりは、同じ合成酒の中でも、これは合成酒の中のいい方を飲みたいという人もいるかもしれないけれども、これはどうも原さんの言うことは理解できない。

ずつと明るい感じになるのじゃないか、ということとは、売れ行きもよくないのじゃないかということでは、他のいろいろな諸点ともあわせて、私どもも要望があったわけですね。他の諸点はいろいろの措置するまでに検討を要しますが、これはまあやるうじやないかというところになりました。経緯からいいますと、お前は乙だという「乙」がたれて普通になれば、売れ行きがよくなるだろうというところは、私は、まあ程度は非常にむずかしいのですけれども、必ずあると思っておりますし、業界もそれだからこそ頼んできたようなわけでございます。

○政府委員(原純夫君) 私どもは、この合成酒の級別廃止は、いわば酒の級別課税制度についての大きな今後たどるべき趨勢に乗ったものだと思っております。というものは、御記憶の通り、戦前は級別課税というものはなくて、たとえば、お酒にすれば、全部一石四十円という税率であつたわけですね。小売価格は、高いのはもう二円、三円はおろか、五円というものがあつた、安いのは一円そこそこというものがあつたというふうなものであつたわけですね。それが戦中戦後、財政需要はかさむ、酒が非常に希少物資になつて、作ればどんどん売れるという時代の、両者を合わせて考慮して級別制度。まあかつては特別価格酒というふうななかになつて、どぎつい名前を使つた酒を売出し、そして非常に税収をあげてきたわけですね。経済が非常に窮乏時代と目する時代との間には、まあ過去においてそういう大きな違いがあつた。といひますことは、やはり自由経済、通常の正常な経済では、酒の税率というものは非常に大きな級別格差をつけるというものはやはり問題になつて、現に清酒においても準一級を設けております。というものは説明にありましたように、特級、一級の伸びが悪く、特級は絶対量でだんだん減つてきております。一級は絶対量は大体横ばいですが、相対的比率は落ちてくる。これはやはり昔のようにな一本の税率に属するんだ、戻り切るんだということは申しませんけれども、やはりそういうような方向にだんだん動いていくようなこと、これは自然の勢いだろうと私どもは思っております。

○大矢正君 合成酒の場合について考えますと、もう合成酒ではそういう過程があるといひますか、あまり級別を大きくして、そうしてしかも、上の級をどんどん売って税収をあげるという時代がもう過ぎつたところにあることだろうと私どもは見ざるわけですね。これは先ほど来申しております。六%という数字にも表われております。もうそこまで来れば、常識的に考えて、一級というものをどうしても残すということよりも、むしろなくして、合成酒一本にする方がすらすらとする。業界からの要望というところは少し語弊があるかもしれないけれども、私どもとしては、ここ一兩年來いろいろ検討の経緯においては、この級別制度というものはだんだんそういう意味で平時的な、正常な状態に戻る時期に来ておるといふ考え方をいたしておりますので、まあそういう意味で合成酒もこの際級別を廃止するというところであります。

従いまして、なぜやるかという意味は、大きなそういう趨勢の一環である。端的にいひますれば、やはりそういう趨勢に逆行して、無理に無理を重ねますならば、級別の高い方の酒というものは売れなくなる。下がってくる。あまりそういうところで無理をしておりますと、たとえば清酒の特級、一級というものは、二級というものの構成を、今のままで政府ががんばつておるとしますと、業界は、経済の本能的な要求を無視する態度をとるならば、特級、一級を出荷するといひますか、出品するといひ義務は課していないわけでありまして、酒税収入としても非常に減ってくるというふうなことになる。この辺は、経済の実態を考へ、大きな趨勢を考えながら、それに

あまりはずれないような配慮をして、だんだん正常化していくということが必要じゃないかというふうに思ひまして、今回の措置をとつておるわけでありまして、そういう意味では、まあめんどくさいからというのではなくて、やはり大きな趨勢に乗る、その趨勢をほうつておけば上の方の級の売れ行きが悪くなると思ひますか、悪くなる以上に、そこで混乱してしまふというふうなことがあつてもいけない。合成酒のよな段階になると、わずかに何%の酒が他の九九%の酒に劣等生の烙印を押すといふところまで来れば、率直に一本のものにすべきだ、売れ行きのためだといふことでございまして。

○山本米治君 ちよつと、はなはだしろうとの質問で一点だけしたいのですが、高級酒ほどアルコール分というのが多いように見えるのですが、さりとて、値段が比列して、アルコールの純度比列して値段が高いというのでもなさそうですが、要するに、酒の値段とアルコールとの関係、それからいひますか、純度との関係、それからいひては税抜きのコスト中におけるアルコールの価格がどんなものか、一つ伺ひます。

○政府委員(原純夫君) 税率を盛り出す場合に、アルコールの度数に比列さすかどうか、アルコール度数との関係はどうかというふうなことは、やはり租税の税率を考へる場合に非常に大きな角度であります。因によつていろいろありまして、どこでしたか、フランスあたりだったと思ひますが、かなりアルコール度数を比列を強く出しておる国があります。日本は割合に、沿革

的に、あまりその関係がきちっと
いってありません。清酒の特、一、二
というので言ってみますと、アルコー
ル分一度当たりの税率が、一キロリッ
トルで、特級が二万三千七百三十一
円、一級が一万六千九百七十五円、二
級が七千五百七十三円、こう開いてお
りますから、一級は二級の二、二倍
ちょっとになります。それから、特級
は二級の三倍ちょっと上になります。
そんな関係になっております。ちなみ
に、酒の中で一番一度当たりが安いの
は、何といつてもやはり、しょうちゆ
うで、甲類のしょうちゆう——乙類は
なお安いのですが、甲類のしょうちゆ
うで二十五度のものが一度当たり二千
八百三十六円。一番高いのは、白酒と
いうのがありますが、あまりポピュ
ラーではありません。ビールが二万七千
七百円というようなことになっており
ます。

まあ、度数との対応関係は一つの重
要な角度であるということ、それか
ら、清酒あたりでは、先ほど大矢委員
の御質問に答えましたように、アル
コール度数の違い、あるいは品質の違
いだけで、この値差が出るかどうかと
いうと、かなり非常にいろいろ議論が
あると思います。ある論者は、それは
何といつても銘柄だ、こういう議論が
あるわけです。その辺にいきますと、
なかなか議論がむずかしい問題になっ
て参ります。今後なおいろいろとそう
いう点も検討を加えて参りたいと思ひ
ます。

○委員長(杉山昌作君) 本日はこれに
て散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和三十五年三月十五日印刷

昭和三十五年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局